

美浜区選挙管理委員会の概要

選挙管理委員会は、公正な選挙を行うため、地方自治法により都道府県及び市区町村に設置が義務付けられている独立の行政委員会です。

千葉市では、市と各区に委員会が設置されています。

1 選挙管理委員会の組織

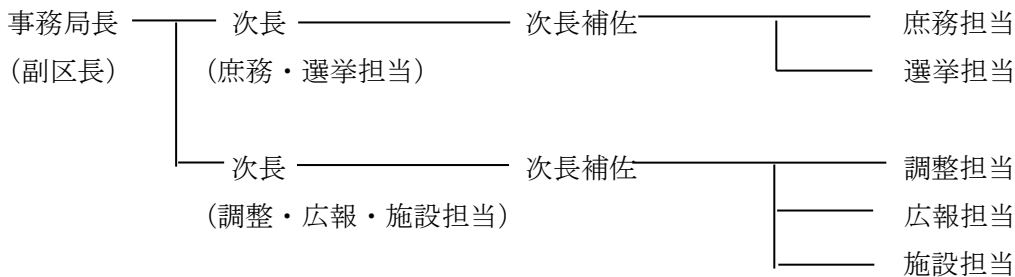
美浜区選挙管理委員

役 職	氏 名	任 期
委 員 長	久保田 寅 英	令和 6 年 4 月 27 日～令和 10 年 4 月 26 日
職務代理者	酒 井 佐喜子	令和 6 年 4 月 27 日～令和 10 年 4 月 26 日
委 員	松 田 隆 夫	令和 6 年 4 月 27 日～令和 10 年 4 月 26 日
委 員	安 井 要 子	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 4 月 26 日

※委員会は、選挙権を有するもので人格が高潔で政治及び選挙に関し、公正な見識を有する者のうちから、市議会で選挙された 4 人で構成されます。

美浜区選挙管理委員会事務局

委員会を補助執行するために、事務局（総務課・地域づくり支援課）が置かれています。



2 選挙管理委員会の仕事

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体又は国、他の地方公共団体その他公共団体の選挙に関する事務及びこれに関係ある事務を管理することとされています。（自治法 186 条）

「選挙に関する事務」とは国政・地方選挙などの事務をいい、「選挙に関係のある事務」とは選挙に関する訴訟、直接請求、住民投票、国民投票などの事務をいいます。千葉市では市と区で役割分担をしてこれらの事務を行っています。

【区選挙管理委員会の主な事務】

- ・委員会（定例会・臨時会）の開催
- ・選挙人名簿の調製

- ・在外選挙人名簿の登録
- ・裁判員候補者予定者名簿の調製
- ・検察審査員候補者予定者名簿の調製
- ・選挙の執行
- ・投票区の増設及び変更
- ・違法文書図画の調査
- ・選挙啓発事務の計画及び実施
- ・常時啓発の実施
- ・委員会（定例会・臨時会）の開催

区選挙管理委員会では、選挙人名簿の登録、選挙の管理執行や選挙啓発などの選挙管理委員会の権限に属する事項について審議するため、定例または臨時委員会を毎月1回以上開催しています。

・選挙人名簿の調製

選挙人名簿とは、選挙権のある人をあらかじめ登録しておき、二重投票などを防止し投票が円滑に進むようにするための名簿です。したがって、選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていない人は投票することはできません。

区選挙管理委員会では、年4回の登録月（毎年6月、9月、12月及び3月）に住民基本台帳に記録されている人で、登録月の1日基準日現在で新たに被登録資格を有する人について、登録月の2日に追加して登録（定時登録）を行っています。また、選挙が行われる場合には、選挙管理委員会が定める基準日（公示日又は告示日の前日）に登録（選挙時登録）を行っています。

・在外選挙人名簿の登録

海外に居住している日本人でも、国政選挙の投票を行うことができる在外選挙制度があります。この制度を利用して投票をするには、事前に出国時や在外公館で手続きをし、日本国内の最終住所地の選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿に登録されていることが必要となります。

区選挙管理委員会では、出国時や在外公館で申請された方の登録資格を審査し、在外選挙人名簿の登録事務を行っています。

・裁判員候補者予定者名簿の調製

国民の中から選ばれた裁判員が裁判官とともに刑事裁判に参加する裁判員制度が平成21年5月から始まりました。一般国民の良識を裁判の内容や手続きに反映させるとともに、司法に対する国民の理解を深めることを目的として、6人の裁判員が裁判所に選ばれます。

区選挙管理委員会では、衆議院議員選挙の選挙権がある方から、くじで裁判員候補者予定者を選び、裁判員候補者予定者名簿を作成し、地方裁判所に送る事務を行っています。

・ 検察審査員候補者予定者名簿の調製

検察官が事件の被疑者を裁判にかけなかった処分が妥当かどうかを審査する検察審査会制度があります。検察官の職務の上に一般国民の良識を反映さ、その適正な運営を図ることを目的として、11人の検察審査員が選ばれます。

区選挙管理委員会では、衆議院議員選挙の選挙権がある方から、くじで検察審査員候補者予定者を選び、検察審査員候補者予定者名簿を作成し、検察審査会事務局に送る事務を行っています。

・ 選挙の執行

公職選挙法の定めるところにより、国会議員（衆議院議員、参議院議員）、地方公共団体の議会の議員（市議会議員、県議会議員）及び長（市長、知事）の選挙の事務、またその他の法令の定めるところにより土地改良区総代選挙などの事務を市選挙管理委員会と一緒にしています。

選挙時での具体的な事務としては、投開票所の施設確保や物品調達などの準備事務のほか、立候補届出受付（市議会議員選挙のみ）や選挙公報の作成（市議会議員選挙のみ）・配布、ポスター掲示場の設置・管理、期日前投票及び不在者投票などがあります。

・ 投票区の増設及び変更

投票区（投票所）を新設するには、投票所として利用可能な公共施設があることや、有権者数や投票所までの距離など一定の基準を満たしている必要があります。

区選挙管理委員会では地元自治会等の要望や相談を受け、投票区（投票所）の新設や変更を行っています。

・ 違法文書図画の調査

選挙運動や政治活動における文書図画には、書籍雑誌、新聞、名刺、ポスター、看板はもちろん、映画、電光文字、ホームページなども含まれます。これらの文書図画の掲示は、選挙の種類や時期、掲示する者（候補者や政党等）などで異なり、公職選挙法に細かく規定されています。

区選挙管理委員会では市民等から通報のあった文書図画の掲示について、現地調査を行い、問題のあるものについては関係者に注意を促すとともに、悪質なものは所管警察へ連絡しています。 ※違反取締は所管警察の権限となります。

・ 選挙啓発事務の計画及び実施

選挙が行われる場合には、各区選挙管理委員会では明るい選挙推進協議会と連携をして、有権者に投票総参加を呼びかけるなど各種選挙啓発を行っています。区選挙管理委員会では街頭啓発などの具体的な計画を作成し実施しています。

- **常時啓発の実施**

投票する人が買収などに惑わされず、情実や利害などにとらわれることなく、自由な意思で投票し、選挙が公正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙を「明るい選挙」といいます。この明るい選挙を推進するために、明るい選挙推進協議会と協力して、小学校模擬選挙の実施のほか、区民まつりなどでの啓発や小中学校生徒会選挙等使用する投票箱や記載台の貸出などを行っています。